



令和3年4月17日（土）

【照会先】

大阪労働局総務部総務課

（代表電話）06(6949)6662

河内長野公共職業安定所職員の

新型コロナウイルス感染症への感染について

令和3年4月16日（金）、河内長野公共職業安定所（河内長野市昭栄町7-2、以下「河内長野所」という。）で勤務している職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、15日（木）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを着用して勤務していましたが、15日（木）の夜に発熱し、16日（金）に抗原検査を受けて、同日に感染が確認されたものです。

河内長野所では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分に行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの新型コロナ受診相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。